

有田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

有田市長 玉 木 久 登

有田市規則第13号

有田市財務規則の一部を改正する規則

有田市財務規則（昭和55年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第107条の2の表工事又は製造の請負の項金額の欄中「130万円」を「200万円」に改め、同表財産の買入れの項金額の欄中「80万円」を「150万円」に改め、同表物件の借入れの項金額の欄中「40万円」を「80万円」に改め、同表財産の売払いの項金額の欄中「30万円」を「50万円」に改め、同表上記に掲げるもの以外のものの項金額の欄中「50万円」を「100万円」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。